

農業者年金は、節税できます

支払った農業者年金保険料の全額が、「社会保険料控除」の対象になり、所得税と住民税を節税することができます。

1年間に節税できる所得税と住民税の金額

税率 (所得税+住民税)	1年間に支払った保険料の額が		
	24万円 (月額2万円)の場合	60万円 (月額5万円)の場合	80万4千円 (月額6万7千円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

※保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、自由に選ぶことができます。

農業者年金加入条件

次の3つの要件を満たす方です。

- ①60歳未満 ②年間60日以上農業従事 ③国民年金1号被保険者

問合せ／総務担当（内線1812）

平成28年度 町立幼稚園児の募集について

町立幼稚園の園児募集を、次のとおり行いますのでお知らせします。

なお、平成28年度から各幼稚園は、認定こども園へ移行する予定です。

1 募集幼稚園・募集年齢など

幼稚園名	募集年齢	提出書類	連絡先
中西別幼稚園	①3歳児（平成24年4月2日から平成25年4月1日までに生まれたお子さん）	- 支給認定申請書兼入園申込書 - 保育を必要とする事由を証明する書類（児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分） - その他、必要に応じ町長が定める証明書（該当者のみ）	75-6604
上西春別幼稚園	②4歳児（平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれたお子さん）		77-2653
野付幼稚園	③5歳児（平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれたお子さん）		86-2836

※幼稚園の運営内容、入園基準等詳細は、下記へお問合せください。

2 募集期間 12月10日(木)から12月29日(火)まで

3 申込み 入園希望する幼稚園に、入園申込書を提出してください。 入園申込書は、各幼稚園にあります。

問合せ／学校教育・適正化等担当（内線3511）・各幼稚園

「旧柏野尋常小学校奉安殿」修理工事竣工記念報告会

町指定文化財である「旧柏野尋常小学校奉安殿」修理工事の完了を記念して、報告会を開催します。北大名誉教授 角 幸博氏の講演のほか、本修理工事についての詳細な報告も予定しております。

事前の申し込みなどは不要です。修理が終わったばかりの奉安殿の見学もできますので、ぜひご参加ください。

■と き 12月6日(日)

午前10時30分から午後0時20分まで

■ところ 柏野会館（西春別105番地の9）



問合せ／文化財担当（内線3712）

育てよう別海町の『学びの木』

【小学生期】インターネットの正しい使い方を学び、マナーを守って活用しよう

中春別小学校児童会による主体的な実践

中春別小学校では、児童会役員が中心となり、より良い学校にするため、日々活発に児童会活動に取り組んでいます。

今年度は“明るく楽しい学校にしよう”を目標に掲げ、全校からいじめやインターネットトラブル根絶のためのメッセージを募集し、児童会による審査及び表彰を行いました。

集まった作品は、問題意識が高いものが多く、また、ゲームの時間等に関わる内容もあるなど、課題を身近なものとして感じ、意識を高めることができました。

生活に欠かすことができないものとなってきているインターネットや携帯電話の正しい使い方につながることを期待しています。

(中春別小学校教諭 小松 礼佳・吉田まり恵)



児童会三役による選考の様子

北海道いじめ問題対策連絡協議会主催の「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」に作品を応募し、根室管内審査に3点が入選しました。また、小野寺未琴さんの作品は、全道審査においても最優秀賞に輝いています。

《いじめの根絶部門》

奨励賞 鎌田 拓寿（6年）『いじめだめ みないふりせず たすけよう』

《ネットトラブルの根絶部門》

最優秀賞 小野寺未琴（5年）『悪口は 言わない 書かない きにしない』

奨励賞 蟻戸 怜陸（4年）『ネットでは あやしい人と 話さない』

早寝早起き朝ごはんテレビを止めて外遊び

郷土資料館ウィンタースクール

郷土資料館から

「化石のレプリカを作ろう」のお知らせ



■日時 平成28年1月8日(金)

①午前の部 午前10時から正午まで

②午後の部 午後1時30分から3時30分まで

■場所 別海町郷土資料館

■対象 小学生

■内容 型に石こうを流し込み、アンモナイトやマンモスの化石のレプリカを作ります。また、色を付けることもできます。

●定員 午前・午後の部ともに10名限定。電話・FAX・メールにて氏名・電話番号を12月25日(金)までに申込みください。

12月の休館日 5日、6日、14日、19日、20日、23日、28～31日

1月の休館日 1～6日、11日、16日、17日、25日、30日、31日

問合せ／郷土資料館

TEL・FAX 75-0802

Eメール kyoudo@betsukai.jp

地域資料の収集にご協力ください

図書館では、町内各地区や学校、会社などで発行された記念誌などを収集しています。

図書館開館以後に発行された記念誌は、皆さんのご協力により多数収集することができましたが、古い地域資料や、開館以前に発行された資料は、図書館に無いものが多数あると思われます。

地域資料は、年が経つほど昔の町の様子を知る貴重な資料となります。資料や資料に関する情報をお持ちの方、研究をされている方は収集にご協力をお願いします。

(既に図書館で所蔵している資料も副本として活用しますのでご寄贈ください。)

12月の本の展示 クリスマスの本展



絵本や物語のほか、手作りプレゼントやパーティーの本など、クリスマスを楽しむための本を展示します。展示期間中の貸出も行っています。

■期間 12月1日(火)から12月25日(金)

※25日は午後3時まで

■場所 図書館エントランスホール

小さい子のお話の時間

図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

■日時：4日・11日・18日(金)

午前11時から11時15分

■場所：図書館「お話のコーナー」

■対象：0歳から3歳程度

休館日のお知らせ

12月の休館日 7日、14日、21日、23日、28日～31日

平成28年1月の休館日 1日～6日、11日、12日、18日、25日、28日(月末休館日) 31日

*月末休館日は、図書整理等のため休館させていただきます。

*休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館

TEL 75-2266・FAX 75-0506

Eメール tosy@betsukai.jp

スポーツセンターだより

スポーツセンターから

『2015-2016チャレンジ ザ☆スケート教室』

幼児からご高齢の方まで楽しめるスケート教室を開催します。歩行から技術練習まで、レベルに応じた指導を行いますので、どなたでもご参加ください。

【開講日】12月26日(土) 1月5日(火)、11日(月)、12日(火)、23日(土)

※全日程参加できなくても大丈夫です。

【コース】

◆幼児コース…午後1時から1時30分

(平成24年4月1日までに生まれた3才児～小学校入学前まで)

※1月12日(火)のみ午前9時から9時30分

◆小学生～一般コース…午後1時40分から2時30分

※1月11日(月)は午後2時から4時 ※1月12日(火)は午前10時から12時

【会 場】別海町営スケートリンク

【参加料】無料(保険は各自で対応してください)

【締切日】12月18日(金)

メール・FAXでのお申込みの場合は、氏名(ふりがな)、学校名、学年、住所、電話番号、保護者氏名を記入の上、お申込みください。

【講 師】スケート協会員、スポーツセンター職員、スケート少年団指導者、OB、団員など

【持ち物】スケート靴、手袋、帽子、防寒着など



町内スケート大会に出て 力試しをしてみましょう

※希望者のみ出場

大会予定

◆1月24日(日) 別海町民スケート大会

◆2月11日(木・祝) 別海町ロータリー杯

問合せ・申込み 別海町総合スポーツセンター TEL 75-2882・FAX 75-0418 Eメール sports@betsukai-pf.or.jp

監査結果の公表

監査委員は、地方自治法等に基づき、町長の指揮監督から独立した立場で、町及び関係機関における「支出や契約、財産管理等の財務に関する事務の執行」や「公営企業の経営に係る事業の管理」が、法令等に従い、適正に行われているかを監査しています。

今回、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成27年度行政監査を実施しましたので、その結果を次のとおりお知らせいたします。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、森本 一夫

平成27年度行政監査結果

1 監査のテーマ

条例の進行管理について

2 監査の目的

基礎的な地方公共団体である市町村の行政事務は、法令等の他、条例に基づき処理するとされているが、(地方自治法第2条2、3項・第14条1、2項) 本町の事務事業が、自主立法である町条例を遵守し適正に行われているか、また改善すべき点はないか等を調査検証し、合理的、かつ、効果的な事務の執行により、町民の福祉増進及びサービスの向上に資することを目的とする。

3 監査の方法

別海町条例255件の中から、約2割に相当する52件を抽出し、当該条例に係る規則や規程等を含めて事前審査を行い、対象部課の説明及び聴取を中心に本審査を実施した。

4 監査の対象部課

総務部 総務課、防災交通課、総合政策課、財政課
福祉部 町民課、福祉課、保健課、介護支援課、老人保健施設すこやか
産業振興部 農政課、商工観光課、水産みどり課
建設水道部 管理課、事業課、上下水道課
教育委員会 学務課、生涯学習課

5 監査の期間

平成27年9月1日から平成27年9月15日までの内4日間

6 監査の着眼点

- ①条例を遵守し、目的に沿った事務処理が実行されているか。
- ②条例とそれに係る規則・規程間の整合が取れているか。
- ③適時見直し等がなされ、時代の状況や情勢に適応しているか。

7 監査の結果

1 監査の結果の概要

条例の進行管理について、概ね目的及び趣旨に適応した解釈がされ、適正に事務処理が執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があった。

また、本監査は、抽出法により一部の条例確認に留まっており、所管の部及び課では残る条例等を含め、今一度各々確認を行い、指摘事項を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

2 改善を要すると認められる事項

(1)各条例は議会に諮られ、必要と認められて制定されたものであるが、時間の経過又は事業の完了等により、既に目的を終えていると認められる条例が一部に見受けられたので、廃止されたい。

(2)町の債権に関する事務の適正化等を図ることを目的に、別海町債権管理条例が制定され、債権に対して統一見解の下、処理しようとしているが、本条例制定に係る法解釈と異なる考えにより公債権と私債権の区分をしている事例が見受けられたので、改善されたい。

監査委員は、条例そのものの監査はできないと解されているが、本町が定める条例の見解に不整合が生じている状況であり、改善するよう意見を述べる。